

議案第 96 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条～第4条関係）

区 分	現 行	令和4年度	令和5年度以降
6 月 期	100分の155		100分の157.5
12 月 期	100分の155	100分の160	100分の157.5

[適 用]

- 1 令和4年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
公布の日
- 2 令和5年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和5年4月1日